

いわゆる性交同意年齢に関する主要国の法制度の概要等

1 アメリカ（州法）

○ ミシガン州刑法は

- ・ 13歳以上16歳未満の者に対する性的挿入を第三級性犯罪（刑法第750.520d条(1)(a)）
- ・ 13歳以上16歳未満の者に対する性的接触で、行為者が被害者の5歳以上年長者である場合を第四級性犯罪（刑法第750.520e条(1)(a)）

などと規定しており、いわゆる性交同意年齢は16歳未満である。

なお、13歳未満の者に対する性的挿入は第一級性犯罪(刑法第750.520b条(1)(a))、13歳未満の者に対する性的接触は第二級性犯罪（刑法第750.520c条(1)(a)）となる。

○ ニューヨーク州刑法は

- ・ 性的行為が被害者の同意なくして行われることが、全ての性犯罪の要件である（刑法第130.05条第1項）
- ・ 被害者が17歳未満である場合には、同意する能力がないとみなされる（刑法第130.05条第3項(a)）

などと規定しており、いわゆる性交同意年齢は17歳未満である。

その上で

- ・ ①21歳以上の者が17歳未満の他人と性交した場合は第三級強姦罪（刑法第130.25条第2項：E級重罪-1年6月以上4年以下の拘禁刑）、②21歳以上の者が17歳未満の他人と口淫又は肛門性交した場合は第三級犯罪的性的行為罪（刑法第130.40条第2項：E級重罪-1年6月以上4年以下の拘禁刑）、③同意がないのに、他人を服従させて性的接触をした場合は第三級性的虐待罪（ただし、当該他人が17歳未満であるために同意能力を欠いているということのみを理由として同意が欠如しており、当該他人が14歳を超え、かつ、被告人が当該他人よりも5歳未満の範囲で年上であることは、法律上の抗弁となる（第130.55条）：B級軽罪-3月以下の拘禁刑）

などと規定している。

○ カリフォルニア州刑法は

- ・ 「不法な性交」とは、行為者の配偶者を除く未成年（18歳未満）の被害者に対する性交をいい、行為者よりも3年を超える年少の未成年を相手に、不法な性交を行った者は、軽罪又は重罪のいずれかで有罪とし、1年以下の拘禁刑等（行為者と被害者の年齢差等に応じた法定刑を規定、刑法第261.5(a)ないし(d)）
- ・ 18歳未満の者との肛門性交、口淫又は異物等挿入に参加した者は、1年以下の拘禁刑（刑法第286条(b)(1), 第288a条(b)(1), 第289条(h)）などと規定しており、いわゆる性交同意年齢は18歳未満である。

2 イギリス（イングランド・ウェールズ）

Sexual Offences Act 2003 第9条（16歳未満の児童と性的活動を行う罪）は

- ・ 18歳以上の者（A）が16歳未満の他人（B）の身体に故意に性的接触（レイプ又は挿入による暴行等を含む）をした場合においては、Bが16歳未満であり、かつ、AにおいてBが16歳以上であると合理的に信じていなかった、又は、Bが13歳未満であれば、正式起訴の場合は14年以下の拘禁刑等旨規定しており、いわゆる性交同意年齢は16歳未満である。

3 フランス

フランス刑法第227-25条（未成年者に対する性的侵害）は

- ・ 暴行、強制、脅迫又は不意打ちを伴わず、成人（18歳以上の者）が15歳未満の者に対し性的侵害を行う行為（強姦を含む）は、5年の拘禁刑等などと規定しており、いわゆる性交同意年齢は15歳未満である。

4 ドイツ

ドイツ刑法第176条は

- ・ 14歳未満の者（子ども）に対して性的行為を行い、又は、子どもに自己に対する性的行為を行わせた者は、6月以上10年以下の自由刑などと規定しており、いわゆる性交同意年齢は14歳未満である。

5 韓国

韓国刑法第 305 条は

- ・ 13 歳未満の人に対し、姦淫又はわいせつな行為をした者は、第 297 条（強姦）、第 297 条の 2（類似強姦）、第 298 条（強制わいせつ）等の例による旨規定しており、いわゆる性交同意年齢は 13 歳未満である。